

2018年の診療報酬改定で新たに妊婦加算の算定が認められることになった。妊婦の特殊性を鑑み、妊婦ならではの配慮をもって診療した際に算定できる。算定できるのは産科または産婦人科以外の医療機関であり、A000初診料に75点、A002再診料に38点を加算するものである。筆者が携わることの多い妊娠糖尿病においても食事の摂り方、血糖自己測定、インスリン治療など妊婦ならではの扱いが必要である。

これらのことが、これまでは一部の例を除き診療報酬に反映されることはなく、医療機関のボランティア精神のもとに行われていたのが実情である。患者も妊娠糖尿病というだけで受診できる医療機関は狭められてしまい、医療難民となる妊婦も多かった。妊婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊婦がより一層安心して医療を受けることのできる体制ができることは医療従事者のモチベーションアップのためにも有益なものと考えられる。コンタクトレンズの処方など、必要と思われない例にまで算定されるのは問題ではあるので、今後調整は必要であろう。

ところが18年12月19日の中医協総会の場において妊婦加算は凍結され

論壇

妊婦加算凍結雑感

茨城県保険医協会副会長 高橋 秀夫

ることになった。小泉進次郎厚生労働部会長の発言によると「国民の声が政治に届いた結果」とのことである。国民受けの良い小泉議員の発言だけにマスコミこれをニュースで取り上げ、妊婦の経済的負担を強いる妊婦加算イコール悪の風潮が広まり凍結されることになった。国民の声と言ってもどれほどの方々が異を唱えているのか具体的に示されないまま、また医学的見地から

の検証なくして凍結されたことに大きな憤りを禁じ得ない。中医協で時間をかけて論議、調整して実現したものがいとも簡単に政治的圧力によって覆されることは決してあってはならないことである。

かくして19年1月1日から妊婦加算は凍結され、今後は中医協で再度協議されることになる。国民の声と

いう大義名分を振りかざして診療報酬が歪められてしまうことは大変危険な風潮である。医療機関の自己犠牲によって成り立っていることはまだまだたくさんあり、正当な医療行為が正当に診療報酬に評価、反映されるのは極めて当たり前のことである。国民の健康を守るために築き上げた医療制度が政治の圧力、選挙の道具にされることは決してあってはならないことである。